

## 第10回 新潟市地域自治委員会 会議概要

日 時：平成18年8月10日(木)

午後6時半～8時半

場 所：本館6階 執行部控室

出席者： 【委員】50音順

	石附 幸子	CAP・にいがた代表
会長	小川 竹二	豊栄地区地域審議会会長
	河田 珪子	うちの実家代表
	木戸 八一	公募委員
会長代理	塩田 誼	公募委員
	眞谷 誠祐	新潟市・新潟地区小中学校PTA連合会会長

### 【事務局】

	長谷川裕一	市民協働推進担当部長(地域自治副部長)
	西 和男	政策推進室長
	中澤 晃一	政策推進担当課長
	熊倉 淳一	企画課長
	南沢 和雄	行政経営課長補佐
	寺田 稔	政策推進員 ほか

---

## 1 開 会

### 長谷川部長挨拶

本日はご苦労様です。各委員の任期が前回は終了し、改めて委員就任のご同意をいただき大変感謝申し上げます。昨年度から始まり区自治協議会という基本的な事柄をまとめていただいたおかげで、現在準備会も何回か協議が進んでおります。また、この自治基本条例もタイトな日程の中で、これまでに5回協議を重ね、これからは何回かお願いする日程でございますが新しい新潟市のスタートとなる政令市に向けてよりよい基本条例ができますように委員の皆様からお力添えをお願いいたします。

### 西室長挨拶

各委員の皆様からはタイトなスケジュールの中で協議いただき、この条例がよい形で制定できますようよろしくお願いいたします。

## 2 議 事

### (1) 会長・会長代理の選出について

#### 熊倉企画課長

先ほど長谷川部長の挨拶にありましたように7月で委員の任期が終了しておりますので、

改めて会長・会長代理を選出いただきたい。当委員会の設置要綱では会長については委員の互選により決定することになっておりますので選出をお願いいたします。

～小川委員を会長に塩田委員を会長代理に選出～

(2) 自治基本条例に盛り込むべき項目及びその内容の検討について(その4)

**小川会長**

前回までいろいろ審議し、意見が出たが、事務局で整理した結果、再度意見すべき点があるか。

**寺田政策推進員**

本日議論いただく部分を除いて今までご検討いただいたものを整理させていただいたなかで、他の自治体で議論されているものがあまりされていない部分がありますので、次回から再度ご議論いただき、より論点整理を行わせていただきたいと思いますと思う。

《区における住民自治について》

**小川会長**

それでは、本日は「区における住民自治」について議論していきたい。

**河田委員**

前回までの審議の中で「市民の権利利益の保護」の条項について確認したいことがあるがよろしいか。

この条項で「市政に対する市民の相談、意見、要望、個別の請求等を…処理しなければならない」とあり、「苦情」という文言は資料5に市側からの表現であり市民協働という点から適当ではない等の理由から含めていないが、今の時点で含めなくてもいいものなのか確認したい。

**寺田政策推進員**

今の質問について確認したいが、「苦情」という文言が必要なのではという意見か。

**河田委員**

そうである。

「意見」とは考え方が異なっても対等な立場で発言していくものであると思うが、市政の中でそのような場面だけではないと思う。何らかの不利益を受けたときは「意見」ではなく「苦情」ということであり、「意見」という言葉に集約はできないのではないか。

**塩田委員**

新しい基本条例では市民と行政とはお互いに協働していくことが基本であり、「苦情」という言葉からは行政に頼るような印象があり、この基本条例には馴染まないのではないか。

**河田委員**

市民協働が基本であり、馴染まないのではないかとも思ったが、「苦情」と「意見」が同義語であるかと疑問がありもう少し掘り下げて議論してはどうか。

**眞谷委員**

「苦情」と「不服」とあるが法律的にはどのような違いがあるのか分からないが、対等な立場で言うとしたら「不服」という言葉がどうであろうか。

**南沢行政経営課長補佐**

きちんと定義はされていないと思うが、行政不服審査法上では行政庁が処分した場合、

それに対して不満がある場合に申し立てる方法として、処分をした行政庁に直接申し立てるものが「異議申し立て」と処分した行政庁の上位の行政庁に対して審査を申し立てる「審査請求」との二種類の制度があり、一括して不服申し立てという。

**寺田政策推進員**

「苦情」ということに対し「意見」ということだけでは考えてはいない。「苦情」とはある意味、「意見」であったり「要望」であったり不服請求等を想定していた。

**河田委員**

それでは、「不服」とは「個別の請求等」にシェアされているのか。

**寺田政策推進員**

そういうことである。

**河田委員**

ただし、一般的にそのように理解できるのか。

**眞谷委員**

河田委員の発言のとおり、議論を重ねてきた中で条項を見ると分かるが、初めてみた市民は「苦情」「不服」というような意味の文言がないのではと受け取られかねないので、そのような文言を盛り込んだほうがもっと具体的に分かるのではないか。

**河田委員**

「個別の請求等」に集約されているということであれば、注釈等が必要なのではないか。

**塩田委員**

「苦情」や「不服」とは権利の回復を要求するときや仲裁を申し入れるという感じであり、「意見」や「要望」ではない感じである。

**寺田政策推進員**

盛り込める表現については、法規とも相談のうえ整理していきたい。

**小川会長**

法律用語でもあるかもしれないので、現実に盛り込めるかどうかも含わせ、事務局で再度検討いただきたい。

**小川会長**

それでは、「区における住民自治」についての審議に入りたいと思う。

まず、区における住民自治について盛り込む条項については具体的な書き方や、象徴的な書き方などあるとは思いますが、マニフェストや政令指定都市パンフレットに記載があるので、これを基に明文化していけばかなり先進的なものになるのではないか。

もうひとつ、地域コミュニティについての記載はあるが、自治協議会について記載しなくてもよいのか。

以上の点も含め、いろいろ議論していきたい。

**寺田政策推進員**

自治協議会については、「附属機関」として表現したいと考えている。あえて、区自治協議会と表現しなかったのは、記載した場合、自治基本条例が設置条例の根拠となってしまうので、自治法との兼ね合いで、基本条例では考え方を示し、自治法とあわせて根拠として区自治協議会設置条例を制定するという関係にしたほうがよいのではないかと判断した。また、名称についてもその設置条例で規定するものであり現時点では確定しておらず、

本来的には自治基本条例で示された考え方に基づいて設置条例ができるのだろうということもあり明記していない。

**塩田委員**

「区における住民自治」については、地域の一体感や広域合併をしたことによる行政運営への不安感を除くために具体的にどのようなことができるのか記載してもらいたい。

**小川会長**

この条項についてはパンフレットや市長の発言などより、かなり具体的に記載してもよいくらいの事実がある。それを踏まえ明記してもよいのではないか。

**眞谷委員**

区のごとは基本的に区ごとに運営していくと明記することにより、区民としての自覚をもてるのではないか。

**小川会長**

先ほど申し上げたとおり具体的にパンフレット等により明示されているので、この場ではそれ以外で盛り込みたいと言うことを発言いただき、それを踏まえ次回までに事務局から整理いただき審議したい。

**寺田政策推進員**

「区における住民自治」においては、区で行政運営していく上での必要事項を委員の皆様からご指摘いただき、それを基に検討させていただければと思っていた。

**河田委員**

やはり、この条項についてはパンフレットに具体的に記載されていることがどのくらい反映されていくのか期待するところである。

**眞谷委員**

パンフレットにある“ 予算執行権や人事など必要な権限を委譲する “ と記載されているが、区役所でどのように権限が委譲されていくのか分からなく、かつ自治協議会でその委譲された予算執行権などを審議する権限がない中で、パンフレットにあるような事を条例にどのように盛り込んでいけばいいのか。

**寺田政策推進員**

この条項では、具体的事項の基になる考え方を表していき、この考え方に基づいて規則等を制定していくことになる。

**塩田委員**

それでは、ひとつは川崎市でも明記されている区役所設置ということに記載し、あと具体的な部分としては法規の部分でどれだけ盛り込めるか分からないが、大きな区役所、小さな本庁というイメージができるようなことを盛り込んではどうか。あと先進的なことではあると思うが、区で独自性を出せるように予算権限等について盛り込んでいく整理していったらどうか。

**西政策推進室長**

「区における住民自治」については、委員の皆様の発言を基に条例としてどれだけ盛り込み、表現できるかを再度検討させていただき、次回にご提案したい。

**小川会長**

それでは、「区における住民自治」の具体的に盛り込むことについては、次回検討することによってよろしいか。

つづいて、「国及び他の地方公共団体等との協力」についての検討に移りたいが、何か意見等あるか。

#### 河田委員

川崎市の例を見ると「...にあたります」とあり、資料5の基本的条項には「...に努めるものとする」と記載がある。単に言葉の問題ではなく、決意の問題でもあると思うので、用語の部分ではあるが、市政の運営にあたるうえでの決意を表すようなものにしてはどうか。

#### 小川会長

現在、自治基本条例を制定している都市が全国に60余りあると聞いている。これからは、やるべきことを自分たちで制定し地方自治をしっかりと行おうという気持ちが生まれてくることにより地方分権から地方主権になるのではないかと思う。制定することに非常に価値があり、そういう意味では決意なのかもしれない。

#### 石附委員

「区における住民自治」に戻るのですが、事務局からの条項案が長くて分かりにくいものなので、もう少し分かりやすいものにならないのか。

#### 木戸委員

確かに条項案が長いので、事務局からの条項案説明の「...協働の要としての附属機関を設置し、」を「...設置します。」としてはどうか。

#### 石附委員

もう一つ、その附属機関に「身近な地域づくりなどを担わせるものとする。」と説明を受けたが、「担わせるもの」という文言が協働というところからは少し気に掛かる。

#### 木戸委員

設置するものと地域づくりを担うものの主語をはっきり分ける必要がある。つまり、設置するものは市で、担うものは附属機関ということにすべきではないか。

#### 寺田政策推進員

この条項について、前後に分けるという考え方も十分承知はしているが、分けた場合、附属機関を設置するということになり、自治法の規定を受けてこの条例で設置することになってしまう。

ここでの考え方は、条項にこのような役割を持った附属機関を設置するということを記載し、具体的には設置条例を制定することを前提にご説明した。

#### 石附委員

以前、いろいろな人から条例を見て、分かりやすい表現にしてはどうかと提案していたが、本質的に仕方がないことなのか。

#### 寺田政策推進員

この条項については再度検討させていただきたい。

#### 眞谷委員

「国及び他の地方公共団体等との協力」で事務局の説明で「市は、国及び新潟県と対等の関係にあることを踏まえ、」とあるが、法令等で対等の関係にあることが規定されているのか。

#### 寺田政策推進員

自治法の考え方の中で基礎自治体・広域自治体・国は対等な関係であると示されている。

### 南沢行政経営課長補佐

平成12年に地方分権一括法が施行され、機関委任事務が廃止されることなどにより、制度上、国・県・市は対等な立場ということになった。

### 小川会長

それでは、本日は「区における住民自治」と「国及び他の地方公共団体との協力」について審議しましたが、今回は、前文の素案ほかについて審議を行う。

以上

### 3 会議資料

資料4 (仮称)新潟市自治基本条例の基本的枠組(案)の概要

資料5 (仮称)新潟市自治基本条例の基本的枠組

(盛り込むべき項目及びその内容)について(案)